

医薬品の範囲に関する基準の「食薬区分における成分本質（原材料）リスト」の一部改正に関する意見募集について

平成18年12月11日
厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

医薬品の範囲に関する基準については、昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」において示しております。本通知では、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」において、成分本質（原材料）を例示しているところですが、当該リストは定期的に見直すこととしております。

今般、学識経験者による検討を踏まえ、別添のとおりリストの改正案を取りまとめました。

つきましては、本件に関して御意見・御提案がある方は下記に沿って当課あて御提出ください。

なお、御意見・御提案に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 意見・提案提出期限

平成19年1月15日（月）（必着）

2. 意見・提案提出方法

[意見・提案提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。提出していただく御意見等は日本語に限ります。

なお、電話での御意見、お問い合わせにはお答えしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、いただいた御意見・御提案は、原則として公開されますので、その旨御承知おきください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：kubun2006@mhlw.go.jp

メールはテキスト形式とし、添付ファイル無しでお送りください。

○郵送の場合

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

宛先：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課宛て

封筒等の表に「食薬区分リストの改正について」と明記してください。

[意見・提案提出用紙]

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あて

食薬区分リストの改正に関する意見・提案

氏名（会社名/部署名）

住所

電話番号

意見・提案